

答申第335号・第336号

平成19年 9 月11日

神奈川県公安委員会  
委員長 小森良治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成19年 5 月 2 日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件（その11及びその12）（諮問第387号及び第388号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県警察本部長が、平成19年2月23日付けで一部非公開とした2件の処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 警部補以下の警察官の印影は、警察組織として事務手続を行うために押印されたにすぎず、なんら、警察官個人のプライバシーとは関係はないことから、法人等に関する情報であり、個人に関する情報ではない。

実施機関は非公開の理由として、警察官は職務上、生命の危険にさらされることがあると主張するが、職務上危険を伴う仕事は他にもあり、また、警察の仕事の多様性を考えれば、警察官であるというだけで、すべての職員に危険の可能性があるとする実施機関の説明は、虚偽である。

イ また、実際問題、神奈川県警察本部の例で言えば、年に殉職する警察官の数と、痴漢、詐欺、窃盗、放火など、様々な犯罪を犯して逮捕される警察官の数を比較すると、後者の比率の方が圧倒的に高いことは県民周知の事実である。

そのため、実施機関が非公開にする理由は、これら警察官の氏名が一般市民に分かってしまうことで、一般市民から批判を受け、責任を追及されたくないという思惑によるものと思われる。

ウ 本件行政文書は、特定法人あるいは特定法人とその関連会社（以下「本件法人等」という。）が、法人の業務として提出したものであり、個人として、個人のプライバシーなどのいわゆる個人に関する情報を届けるため提出したような性格のものではないため、法人等に関する情報

であって、個人に関する情報ではないことから、申請者の氏名は法人等に関する情報であり、非公開にしているのはおかしい。本件処分においても、当該情報を非公開としている処分と公開している処分があり、処分内容に矛盾がある。

エ 現場責任者の住所欄には、本件法人等の住所が記載されていることから、現場責任者の氏名欄の記載は、法人等に関する情報であり、個人に関する情報ではない。

また、携帯電話番号も、本件法人等の業務に関するものであり、仕事に使うため、通常名刺等に印刷され、公知のものであり、実際に本件法人等の関係者の名刺に印刷されていることから、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。

さらに、印影に関しても、専ら本件法人等の業務のために使用される会社業務用の印影であり、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。

そのため、法人等に関する情報である、現場責任者欄の社員の氏名、会社業務用の携帯電話番号及び会社業務用の印影を非公開としているのはおかしい。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路におけるドラマ撮影及びCM撮影のため、本件法人等から特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。

#### (2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5

条第1号本文に該当する。

(ア) 警部補以下の警察官の印影

(イ) 申請者の氏名（以下「本件申請者氏名」という。）

(ウ) 現場責任者の氏名（以下「本件現場責任者氏名」という。）

(エ) 申請者及び現場責任者の携帯電話番号（以下「本件携帯電話番号」という。）

(オ) 訂正者の印影及び撮影で借りる家付近の住所（以下「本件印影等」と総称する。）

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

道路交通法及び道路交通法施行規則に基づく道路使用許可申請書については、申請者の住所及び氏名並びに現場責任者の住所及び氏名等を記載することとしているものの、法令又は条例（以下「法令等」という。）に、これらの情報について、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないことから、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、条例第5条第1号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、昭和46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。このことは、平成15年9月1日付け神奈川県情報公開審査会答申第148号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、警部補以下の警察官の印影も同号ただし書イに該当しない。

b 本件申請者氏名

本件行政文書の申請者欄に記載された申請者の氏名のうち、諮問第387号については、本件法人等の自社ホームページの番組宣伝の中で公表していることから、慣行として公にされている情報であるとして、同号ただし書イに該当すると判断し、公開したものである。

しかし、諮問第388号については、本件申請者氏名を一般に公表している事実が認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しないと判断した。

c 本件携帯電話番号

不服申立人は、本件携帯電話番号については、通常名刺等に印刷され、公知のものであり、実際に本件法人等の関係者の名刺に印刷されている旨主張している。しかし、名刺は通常、業務上関係する特定の顧客等に対してのみ配布する目的で使用されており、名刺に記載された情報であるからといって直ちに公知のものであるとまでは認められない。

したがって、本件携帯電話番号は、慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

d 本件現場責任者氏名及び本件印影等

本件現場責任者氏名及び本件印影等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、条例第5条第1号ただし書ウの公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人等が道路において撮影を行うに際し、当該道路を管轄する特定の警察署長に対して提出した道路使用許可申請書及び添付資料である。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、非公開とされた情報は法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち、警部補以下の警察官の印影、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の警察官の印影は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

b 本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等

本件行政文書については、法令等に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないことから、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

不服申立人は、警部補以下の警察官の印影は、警察組織として、警察の単なる事務手続を行うために押印されたにすぎない旨主張している。

しかし、公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。

当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件申請者氏名及び本件現場責任者氏名

不服申立人は、本件処分においては、本件行政文書の申請者の氏名を非公開としている処分と公開としている処分があり、処分内容に矛盾があると主張している。

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、諮問第387号において公開されている申請者の氏名については、既に本件法人等の自社ホームページ上で公表されていることが認められる。

しかし、諮問第388号において非公開とされている本件申請者氏名については、本来、法人代表者氏名を記載すべきところ、実際には従業員氏名が記載されており、当該氏名は一般に公表されている事実も認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

c 本件携帯電話番号

不服申立人は、本件携帯電話番号について、通常名刺等に印刷され、公知のものであると主張している。

しかし、名刺は通常、業務上関係する特定の顧客等に対してのみ配布されているものであることから、仮に、申請者及び現場責任者の氏名及び携帯電話番号が名刺に記載されていたとしても、本件携帯電話番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

d 本件印影等

本件印影等についても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件申請者氏名、本件現場責任者氏名、本件携帯電話番号及び本件印影等は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年5月2日	○ 諮問（諮問第387号及び第388号）
5月10日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 （諮問第387号及び第388号）
6月4日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 （諮問第387号及び第388号）
6月6日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7月23日 （第64回部会）	○ 審議
8月20日 （第65回部会）	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成19年9月11日現在) (五十音順)